

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第158号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第209号）

平成24年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者）に関する次の事項を記載した文書

- (1) 第1次試験受験者の得点一覧表（以下「得点一覧表」という。）
- (2) 論文試験の採点基準（以下「採点基準」という。）

2 本件公開請求に対する処分の内容

(1) 特定公文書

ア 得点一覧表

(ア) 高点順一覧表

(イ) 平成24年度石川県職員採用候補者試験(職務経験者)高点順一覧表（以下「第1次合格資料」という。）

イ 採点基準

職務経験者論文試験評定表

(2) 公開決定等

ア 得点一覧表

一部公開決定

(ア) 公開しない部分

様式及び総合順位以外の部分

(イ) 公開しない理由

石川県情報公開条例第7条第2号に該当

個人の権利利益を侵害するおそれがある。

イ 採点基準

(ア) 公開しない部分

評定項目別の配点及びその合計点

(イ) 公開しない理由

条例第7条第6号（事務事業情報）に該当

試験に係る事務に関する情報であって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3 担当課（所）

人事委員会事務局総務課

4 異議申立て等の経緯

ア H24. 10. 26 公開請求

エ H24. 11. 27 諮問

イ H24. 10. 30 一部公開決定

オ H27. 1. 28 答申

ウ H24. 11. 19 異議申立て

5 諮問に係る審査会の判断結果

(1) 得点一覧表

当審査会は、平成7年度から平成23年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）

第1次試験受験者の得点一覧を記載した文書の一部公開決定に対する異議申立てについて諮問を受け、

平成26年7月24日に次の表に記載のとおり判断して、答申した。

当審査会において、この事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。

- ① 本件公開請求に係る公文書の内容は、年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 先例答申に基づき一部公開決定された処分において非公開とされた部分及びその理由は、本件処分における非公開部分及び理由と同一である。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申と同一の判断に至った。

非公開部分	該 当 条 項	審 査 会 の 判 断		
		判 断 結 果	該 当 条 項	判 断 要 旨
第1次合格決定資料				
試験種目別得点				
教養	第2号 第6号	非公開	第6号	一覧表は、論文試験との合計得点の成績順に記載されていることから、教養試験の得点順と前後することが推測され、これを公表すると、憶測を招き、受験者等が職員採用候補者試験制度の信頼性に不信感を抱き、今後の採用事務に支障を及ぼすおそれがあるので、非公開が妥当である。
論文	第2号 第6号	非公開	第6号	試験における受験者の自己評価と採点結果には違いが生ずることが容易に想像され、その乖離は大きなものになる可能性があり、受験者全てが納得するような評価結果の説明は事実上不可能である。 そのため、論文試験の得点が公にされると、評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できないので、非公開は妥当である。
合計点	第2号 第6号	非公開	第6号	第1次試験の合計点の順位を基に記載されている。教養試験及び論文試験の配点が公表されていることから、これを公にすると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないことから、合計点は非公開が妥当である。
高点順一覧表	第2号 第6号	非公開	第6号	各受験者の当該試験における素点の一覧であり、これが公にされると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないことから、高点順一覧表は非公開が妥当である。

(2) 採点基準

当審査会は、平成20年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者）論文試験の採点基準の非公開決定に対する異議申立てについて諮問を受け、平成23年4月8日に次の表に記載のとおり判断して、答申した。

当審査会において、この事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。

- ① 本件公開請求に係る公文書の内容は、年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 先例答申に基づき一部公開決定された処分において非公開とされた部分及びその理由は、本件処分における非公開部分及び理由と同一である。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申と同一の判断に至った。

非公開部分	該当条項	審査会の判断要旨	
		判断結果	判断要旨
評定項目別の配点及びその合計点	第7条 第6号 事務事業 情報	非公開	非公開部分のうち、評定欄の表頭に表記されている評定項目別の配点については、これを公開すると、評定項目毎の配点ウエイトが明らかになり、このことに着目した偏った受験対策を過度に助長し、職員採用候補者試験に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないため、非公開妥当である。 合計点については、公表されている試験種目別の配点点数と異なる換算前の基礎点数であることから、これを公開すると、受験者に不要の混乱を生じさせるおそれも否定できないため、非公開妥当である。

6 審議経緯 審査回数 2回

(別 紙)
答申第158号

答 申 書

平成27年1月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき一部公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、平成24年10月26日に、平成24年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）に関する次の事項を記載した文書について、公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 第1次試験受験者の得点一覧表
- (2) 論文試験の採点基準

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、1の(1)について「高点順一覧表」及び「平成24年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）高点順一覧表」を特定し、(2)については「職務経験者論文試験評定表」を特定して、平成24年10月30日に公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、公開しない部分については以下のとおり理由を付して異議申立人に通知した。

（公開しない部分）

- (1) 得点一覧表

様式及び総合順位以外の部分

- (2) 論文試験の採点基準

評定項目別の配点及びその合計点

（公開しない理由）

- (1) 得点一覧表

条例第7条第2号（個人情報）に該当
個人の権利利益を侵害するおそれがある。

- (2) 論文試験の採点基準

条例第7条第6号（事務事業情報）に該当
試験に係る事務に関する情報であって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年11月19日に本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年11月27日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情

報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 得点一覧表について

ア 異議申立書

実施機関は、非公開理由として、「個人の権利利益を侵害するおそれがある」としているが、異議申立人が合格最高点及び最低点を公開請求したところ公開されたので、それらが個人情報でないのであれば、それ以外の得点も個人情報ではない。

イ 意見書

(ア) 理由説明書について

「個々の受験者の知識や能力の程度について論評されたり、評価の低い者が批判されたりするなどのおそれがある」とされているが、特定の個人が識別できない以上、そのようなことは不可能である。

(イ) 補充理由説明書について

実施機関は、合格者が3名以上である場合でも、個人が特定されてしまうおそれがある、としているが、この理由が認められると、合格者がどのような人数であっても非公開になる。受験者はお互いのことを知ることができないので、自己の得点を持ち寄ることは実現不可能であり、この理由は失当である。

(2) 論文試験の採点基準について

ア 異議申立書

受験者全員が同じ基準で採点されるため、非公開とされた評定項目別の配点及び合計点が公開されても、「公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼす」とはいえない。

イ 意見書

(ア) 理由説明書について

実施機関は、評定項目別の配点及び合計点が明らかになると、受験対策に特化した訓練を経た者が好成績を得ると述べているが、受験対策をしない受験者は存在しない。

また、画一的な受験者の増大を過度に助長し、正確な能力実証が困難となるとしているが、受験者はそれぞれ違った職務経験を経てきたことから、画一的となることはない。評定表に基づいて能力等が判断される以上、合格者はある程度画一的になる。さらに、能力の実証が困難となるかどうかは、試験官の能力等による。

(イ) 補充理由説明書について

受験予備校等の受験者への個別指導は現在も行われていることであり、情報が公開されたからといって、受験者に新たに合否決定に係る先入観を与えることにはならない。むしろ、情報を公開した方が、採用試験制度への信頼が向上するもので、公開しないのであれば、不信感が募ることになる。

また、国家公務員の採用試験では、試験委員が公表されており、論文試験の得点が公開されると、採点者である県職員の心理的負担が増加するようであれば、外部の試験委員を任命すればよいことである。また、専門的な見解が問題視されることで心理的負担が増大するような職員は採点者になるべきではない。

このようなことから、本件公文書で非公開とされた情報は、条例第7条第6号に該当しない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び補充理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 公文書の特定について

(1) 得点一覧表について

本件公開請求に対応する公文書は、第1次試験における論文試験採点対象者を決定する目的で作成した高点順一覧表及び第1次試験の合格者を決定する目的で作成した平成24年度職員採用候補者試験（職務経験者）高点順一覧表（以下「第1次合格決定資料」という。）である。

高点順一覧表は、論文試験採点対象者を決定するために、第1次試験受験者全員を教養試験の得点に基づき得点順に並べた資料で、第1次合格決定資料は、論文試験の採点対象となった受験者を、教養試験及び論文試験の合計点に基づき、得点順に並べた資料であり、これらの公文書には、受験者ごとの順位、受験番号、氏名、年齢、学歴及び職歴並びに教養試験・論文試験の得点（以下「試験種目別得点」という。）及びその合計点を記載している。

(2) 論文試験の採点基準について

本件公開請求に対応する公文書は、平成24年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）における論文試験の評定表である。

この評定表には評定項目の内容やその配点等が記載されており、さらに評定結果を記載する様式となっているため、この評定表自体が採点基準である。

2 非公開情報の該当性について

(1) 理由説明書

ア 得点一覧表について

(イ) 条例第7条第2号

実施機関は、本件公開請求に対して、本件公文書の様式及び（総合）順位の部分のみ公開し、その余の部分については、同号に該当すると判断して、一部公開決定

を行った。

本件異議申立ては、非公開とした部分のうち、「試験種目別得点及びその合計点」の公開を求めてなされたものである。

同号では、「個人に関する情報…であって、…特定の個人を識別することができるもの…又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。

- (イ) 条例第8条第2項では、「条例第7条第2号の情報が記録されている場合において、当該情報のうち、…個人を識別することができることとなる記述等を除くことにより、公にしても個人の権利利益を害するおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分を公開しなければならない」と規定されている。

しかし、本件異議申立てに係る情報は、個人の知識や能力に関する評価情報で、一般に他人に知られたくないと望むことが正当な、プライバシーに関する情報であり、個々の受験者の得点が公にされると、個人情報保護条例の規定に基づき低い評価の得点の開示を受けた受験者が、情報公開に伴う論評や批判等が自らに向けられていることを知ることになり、当該情報から特定の個人が識別されないとしても、なお、個人の権利利益を害するおそれがある。

- (ウ) なお、合格最高点及び最低点については、個人に関する情報ではあるが、試験の概要を説明するために情報提供するもので、このことをもって、個々の受験者の得点が個人情報に該当しないとはいえない。

イ 論文試験の評価基準について

評定項目別の配点及びその合計点は、配点換算に係る情報であり、これが明らかとなれば、受験対策に特化した訓練を経た者が高い成績を得ることや、他者との相違が不明確になり、画一的な受験者の増大を過度に助長させることになり、結果として受験者の能力、適性及び資質等の正確な能力実証が困難となり、さらには試験を実施する意義が失われるおそれがある。

したがって、本件処分で非公開とした部分は、条例第7条第6号に該当する。

(2) 補充理由説明書

ア 得点一覧表について

(ア) 条例第7条第2号該当性

合格者が2名以下である場合の合格最高点及び合格最低点の非公開決定に対する不服申立てに関する情報公開審査会の答申では、特定個人の得点が識別され得るため非公開であるとした実施機関の決定が妥当であるとされた。

合格者が3名以上である場合であっても種目別得点及び合計点を公開すれば、個人が特定されてしまうおそれがある。合格者のうち、1名以外が個人情報開示請求を行い、開示された自己の得点を互いに持ち寄れば、残りの1名の得点は特定されてしまうことになる。

このように合格者が3名以上であっても、個人情報開示請求によって得た他の合格者の得点等その他の情報と照合することにより特定個人の得点を識別することは可能であり、そのような可能性がある以上、非公開とせざるを得ない。

(イ) 条例第7条第6号該当性

本件情報は、下記の理由により、これを「公にすることより、事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」があり、条例第7条第6号に該当する。

i 公務員試験の受験指導を行う各種学校等が、本件情報を入手して、独自の合否分析を行うことにより、受験者に合否決定に係る先入観を与えることが予想され、今後の採用試験の適正な実施が困難となることが想定される。

ii 本件情報がインターネット上に掲載されることなどによって、受験者、特に不合格者においては、通常公になることがないとする私的事項が、本人の意思に反して公になることから、不信感を抱き、実施機関が行う採用試験制度の信頼を失墜させることになる。

iii 職務経験者に係る採用候補者試験は、選択式（の教養）試験、論文試験及び口述試験を実施しており、そのうち、論文試験の採点は、県職員複数が採点者となり、統一の採点基準に従っているが、論文試験の得点を公開すれば、不平・不満を抱いた受験者が、採点者の専門的見解自体を問題視するおそれがある。

これによって採点者の心理的負担が増加し、今後の採用試験において適切な採点を行うことが困難となることが想定される。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

平成24年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者）における第1次試験合格者の得点一覧を記載した文書及び論文試験の採点に使用された評定表である。

3 本件処分に係る非公開情報の条例該当性について

(1) 先例の答申について

ア 得点一覧表について

異議申立人は、平成23年11月29日に、平成7年度から平成23年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）第1次試験受験者の得点一覧を記載した文書の公開請求を行い、実施機関が平成24年1月27日に一部公開決定を行ったことに対して、同年2月29日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から平成24年3月14日に諮問を受けた当審査会では、平成26年7月24日付け答申第148号（以下「先例答申1」という。）において、

次のとおり判断した。

(7) 第1次合格決定資料

i 試験種目別得点

この得点は、選択式の教養試験の得点と論文試験の評価点である。

このうち、論文試験については、試験における受験者の自己評価と採点結果には違いが生ずることが容易に想像され、その乖離は大きなものになる可能性があり、受験者全てが納得するような評価結果の説明は事実上不可能である。

そのため、論文試験の得点が公にされると、評価結果に対する憶測を招き、これを払拭することは極めて困難なことから、職員採用候補者試験制度の信頼が損なわれ、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは否定できないので、非公開は妥当である。

また、教養試験の得点については、論文試験との合計得点の成績順に記載されていることから、教養試験の得点順と前後することが推測され、これを公表すると、憶測を招き、受験者等が職員採用候補者試験制度の信頼性に不信感を抱き、今後の採用事務に支障を及ぼすおそれがあるので、教養試験の得点についても、非公開が妥当である。

ii 合計点

この欄は、第1次試験の合計点の順位を基に記載されている。教養試験及び論文試験の配点が公表されていることから、これを公にすると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないことから、合計点は非公開が妥当である。

(4) 高点順一覧表

この公文書は、第1次試験受験者全員について、教養試験の得点順に並べたもので、合計点の欄は、論文試験の得点は加えられておらず、教養試験の得点と同一である。

これは、各受験者の当該試験における素点の一覧であり、これが公にされると、受験指導を行う事業者が独自の分析を行い、それに基づき特定の受験者を指導することに伴い、受験者に職員採用候補者試験に対する予断を与えるとともに、試験制度の公平性について疑問を生ずる可能性もあり、今後の試験に関する事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

このようなことから、高点順一覧表は非公開が妥当である。

イ 論文試験の評定基準について

異議申立人は、平成20年11月10日に、平成20年度の石川県職員採用候補者試験（職務経験者）の論文試験の採点基準の公開請求を行い、実施機関が同年12月5日に非公開決定を行ったことに対して、同年12月22日に異議申立てを行っている。

実施機関から平成21年2月17日に諮問を受けた当審査会では平成23年4月8日付け答申第97号（以下「先例答申2」という。）において、非公開部分のうち、表題、評定結果を記載する評定欄のうち表頭に係る部分（ただし、配点及び合計点に係る部分を除く。）及び評定結果を記載する評定欄以外の部分について、非公開情報に該当せず、非公開とする理由を認めることはできないが、評定欄の表頭に表記されている評定項目別の配点については、これを公開すると、評定項目毎の配点ウェイトが明らかになり、このことに着目した偏った受験対策を過度に助長し、職員採用候補者試験に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないため、非公開は妥当であること、また、合計点については、公表されている試験種目別の配点点数と異なる換算前の基礎点数であることから、これを公開すると、受験者に不要の混乱を生じさせるおそれも否定できないため、非公開は妥当であると判断した。

(2) 一部公開決定の当否について

当審査会において、先例答申1及び先例答申2の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、いずれも次の事実が認められる。

- ① 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 公開請求に対する処分内容及びその理由は、同一である。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申1及び先例答申2における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申1及び先例答申2と同一の判断に至った。

本件公開請求に係る公文書について一部公開決定したことは特段不自然、不合理ではなく、本件処分は妥当である。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

なお、当審査会の西委員は、審査会の了解を得て本件諮問案件の審議を回避した。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 11 月 27 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 209 号)
平成 24 年 12 月 11 日	○実施機関(事務局総務課)から理由説明書を受理した。
平成 25 年 1 月 15 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 26 年 7 月 23 日 (第 253 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 9 月 4 日	○実施機関から補充理由説明書を受理した。
平成 26 年 9 月 16 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 26 年 11 月 20 日 (第 257 回審査会)	○事案の審議を行った。